

## 会費規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、定款第2章の定めるところにより、一般社団法人北海道海洋文化フォーラム（以下「本社团」という。）の会員ごとの年会費の取り扱いを規定したものである。

### (本社团の年会費)

第2条 本社团の年会費は、法人又は団体会員の年会費とする。

### (年会費の額)

第3条 会員の年会費は、原則として1口5万円で、1口以上とする。

2 各会員の個別の年会費は、前項および個別の事情を考慮し、毎年、各会員と協議の上決定する。

3 随意契約の方法による場合において、相手方の選定に年会費の額に影響させてはならない。

### (納入)

第4条 会員は、前条で決定された年会費を納入しなければならない。

### (請求書)

第5条 年会費は、毎年度開始後遅滞なく発行される請求書により、速やかに納入することとする。

### (納入の分割)

第6条 年会費 100 万円以上または特別の事由ある場合は、年2回に分割して納入することができる。

### (新入会員の年会費)

第7条 新入会員は入会時に当該年度の年会費を支払わねばならない。

### (会費の未納)

第8条 会員は、退会するときは当該年度の年会費及び、未納年会費のあるときは未納年会費を納入しなければならない。

### (改定)

第9条 本規程の改定は、社員総会の承認による。

附則

この規程は、令和 4年11月30日から施行する。